

平成 29 年 4 月 13 日

平成 29 年度における食品安全をテーマとしたリスクコミュニケーション等の取組について

消費者庁では、各地域の地方自治体等が、食品安全に関する講演会、説明会等のリスクコミュニケーションを主体的に実施する場合、消費者庁でその実施を支援することとし、その具体的な支援内容をとりまとめ、各自治体に通知しましたので、お知らせいたします。

本件に関する問合せ先
消費者庁消費者安全課
石川、井河、大浦、深田、柳田
TEL : 03(3507)9280
FAX : 03(3507)9290
URL : <http://www.caa.go.jp>
Mail : g.anzenshoku@caa.go.jp

(写)

消 安 全 第 5 7 号
事 務 連 絡
平 成 2 9 年 3 月 1 日

各都道府県・政令指定都市

消費者行政担当課長 殿

消費者庁消費者安全課長

平成 29 年度における食品安全をテーマとしたリスクコミュニケーション等の
取組について(お知らせとお願い)

各地方公共団体におかれましては、日ごろより食品に関する消費者の安全・安心
の確保のため、積極的な取組を進めておられますことに心から敬意を表します。

1 消費者庁のこれまでの取組

消費者庁では、「食品安全基本法」及び「消費者庁及び消費者委員会設置法」に
基づき、食品安全をテーマとしたリスクコミュニケーションに積極的に取組んでいます。

これまでも、関係府省や地方公共団体等と連携し「食品中の放射性物質」、「いわ
ゆる健康食品」、「食中毒」等、消費者の関心の高いテーマについて、行政機関、有識
者及び消費者の方々による双方向の意見交換会等を開催してきました(別紙1参考①
参照)。

今般、これまで消費者庁が実施したさまざまなテーマの食品に関するリスクコミュニ
ケーションの取組を検証し、課題を整理した上で、今後の取組方向を検討するため、
「食品に関するリスクコミュニケーション研究会」を開催し、報告書をまとめました。(別
紙2参照)。

消費者庁では、次年度以降、この報告書に従い、次のとおり、「地方公共団体等が
行うリスクコミュニケーションの支援」、「多様な主体・多様な形式のリスクコミュニ
ケーションの実施の支援」に関して以下の協力・支援を実施します。

2 平成 29 年度における当庁の協力・支援

- (1) 消費者庁では、消費者が正確な情報を得て食品に係るリスクの現状を理解し、自らの判断で主体的な消費行動を行うことが重要と考えます。

このため、平成 29 年度も引き続き、地方公共団体等が、以下のようなリスクコミュニケーションに積極的に取り組むことを支援するため、別表に記載のある協力・支援を行う予定です。

i) 食品安全に関する意見交換会等の開催

ii) 多くの参加者の来場が見込める各地方公共団体が開催する既存のイベント等におけるリスクコミュニケーションの実施

- (2) 消費者が食品に不安を感じる要因の一つとして、近年では食品の生産・製造の場と消費の場が分離し、食品の製造工程を消費者が詳しく知らないことが研究会において指摘されました。

このため、消費者庁は、事業者が地方公共団体等と連携して実施する消費者向け工場見学等の機会に、行政担当者や専門家を派遣・紹介し、食品衛生等について情報提供・意見交換を行う等の協力・支援を行う予定です。

各地方公共団体におかれましては、事業者から地方公共団体と連携して実施する消費者向け工場見学等の開催について相談があった場合は、前広に御相談ください。

- (3) 各御担当におかれましては、次年度の業務計画策定の際に、リスクコミュニケーション等の開催を計画する際には、下表及び別紙の内容を参考に当庁との連携の可能性について御検討いただき、前広に御相談くださいますようお願いいたします。

また、都道府県、政令指定都市、特別区におかれましては、食品衛生部局等、食品安全に関するリスクコミュニケーションを担当する部局等が別にある場合には、本事務連絡の回付をよろしく申し上げます。

(表) 平成 29 年度における消費者庁の主な協力・支援内容

	当庁と共催の場合	当庁と共催でない場合
講師	講師への旅費及び諸謝金を、当庁の内規に従い一部又は全部負担(当庁の職員の派遣も可能)	外部講師紹介 (当庁職員の派遣も可能)
会場借料	一部(又は全部)の負担が可能 (上記(1) ii のイベント開催及び出展に係る費用を除く)	—
その他	・意見交換会開催に係る運営マニュアル等の提供 ・テーマが「食品中の放射性物質」の場合には、「食品と放射能Q&A」の配布等	・意見交換会開催に係る運営マニュアル等の提供 ・テーマが「食品中の放射性物質」の場合には、「食品と放射能Q&A」の配布等

- (注) 1 旅費及び諸謝金は、「平成 29 年度諸謝金の使用基準(各府省申し合わせ事項)」に従い算出した金額となります。
- 2 共催の場合の講師の人は、当庁と協議してください。
- 3 当日の議題によっては、当庁の職員が講師を務めることもできます。
- 4 共催の相手方に対しては、金銭以外の応分の負担(例:会場手配、参加者募集事務、当日の運営等)をお願いする予定です。
- 5 運営マニュアル等とは、意見交換会開催時に必要となる進行シナリオ、会場レイアウト、運営担当表等のことですので、参考としてください。
- 6 開催日まで十分な時間が確保されない等の理由で、御希望に添えない場合も想定されます。御希望の日時等については、余裕を持って御相談願います。

本件に関する問い合わせ先
 消費者庁 消費者安全課
 石川、石亀、大浦、野田、柳田
 TEL : 03(3507)9280(直通)
 Mail to : g.anzenshoku@caa.go.jp